

正 解

(3) (5) (3) (4) (3) (2) (4) (2) (1) (5)

1 報道の自由と取材の自由

正解 (3)

- (1) 妥当。判例は、報道機関の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあるとしているが、報道のための取材の自由は、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものと判示するにとどまっている（最大決昭44・11・26）。
- (2) 妥当。判例は、取材源の秘匿は、取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有するので、一部の例外的な場合を除き、原則として取材源に係る証言を拒絶できると判示している（最決平18・10・3）。
- (3) 妥当でない。判例は、刑事裁判を実現するために不可欠である適正・迅速な捜査の遂行という要請がある場合は、取材ビデオテープが事件の解明のために重要な証拠価値を持ち、他方で報道機関が放映の機会を奪われるようなものではないときは、差押え・押収も許されるとしている（最決平元・1・30、最決平2・7・9）。
- (4) 妥当。判例は、報道機関の取材の手段・方法が、取材対象者個人の人格の尊厳を著しく蹂躪する等、法秩序全体の精神に照らして、社会観念上到底是認することができないものである場合には、正当な取材行為の範囲を逸脱して違法性を帯びると判示している（最決昭53・5・31）。
- (5) 妥当。判例は、少年法61条が禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、その記事等により、不特定多数の一般人が、その者をその事件の本人であると推知することができるかどうかを基準に判断すべきとしている（最判平15・3・14）。したがって、枝文のように、不特定多数の一般人が、本件事件から当該少年がその事件の犯人であると推知することができる場合は、少年法61条に違反する。

2 司法権

正解 (5)

- (1) 誤り。行政機関は、終審として裁判を行うことができないが（憲法76条2項後段）、専門的・技術的な見地から、前審として裁判（審判）を行うことができる（裁判所法3条2項）。
- (2) 誤り。特定の種類の事件だけを扱う裁判所であっても、それが通常の裁判所の系列に属するならば、憲法76条2項前段で禁止される特別裁判所には当たらない。家庭裁判所は、通常の裁判所の系列に属するので、特別裁判所には当たらない。
- (3) 誤り。すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される（憲法76条3項）。ここにいう「法律」は、形式的な意味の法律だけでなく、法規範一般を意味し、政令等の命令、条例、規則のほか慣習法や条

理、判例法も含む。

- (4) 誤り。判例は、警察法改正無効事件において、同法は両院において議決を経たものとされ、適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく、同法制定の議事手続に関する事実を審理して、その有効無効を判断すべきではないと判示している（最大判昭37・3・7）。
- (5) 正しい。判例は、衆議院の解散の効力が争われた事件で、衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であって、裁判所の審査権の外にあり、その判断は政府、国会等の政治部門の判断に任せられ、最終的には国民の政治判断に委ねられるとしている（最大判昭35・6・8）。

### 3 都道府県警察相互間の関係等

正解（3）

- (1) 妥当。警察法60条2項は、「都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない」と定めている。
- (2) 妥当。枝文のとおり（警察法60条の2）。
- (3) 妥当でない。警察法60条の3（広域組織犯罪等に関する権限）による管轄区域外での権限行使は、同法61条（管轄区域外における権限）による場合と異なり、自らの管轄区域の公安維持と直接関連がなくても行うことができる。
- (4) 妥当。警察法61条で権限行使が可能な「管轄区域外」の範囲は、我が国の領域に限られず、公海上や外国の領域も含まれる。ただし、外国の主権を侵害することはできないから、外国の領域内で権限を行使できるのは、相手国の同意があるか、条約等の根拠がある場合に限られる。
- (5) 妥当。枝文のとおり（警察法61条の3）。

### 4 立入り

正解（4）

- (1) 正しい。警職法6条1項の立入りは、同法4条（避難等の措置）及び5条（犯罪の予防及び制止）に規定する場合に限られるから、同法3条に規定する応急の救護を要すると認められる者の救護のために立入りを行うことはできない。
- (2) 正しい。緊急時の立入りの際、危険な事態が発生した場所へ行くために他の場所を通行しなければならない場合、危険な事態と関係がない他人の土地等を強制的に通行することも立入りの付随的権限として許される。
- (3) 正しい。管理権者等が、正当な理由なく、立入り要求を拒絶した場合には、警察官は、あくまで相手方から立入りの承諾を得られるように説得できるにすぎず、強制的に立ち入ることはできない。
- (4) 誤り。警職法6条2項の公開場所への立入り要求の要件は、①その場所が公開の場所であること、②公開時間中であることの2つであり、犯罪又は人の生命、身体、

財産に対する危害が発生するおそれ（具体的危険）が生じていることは必要ではない。

- (5) 正しい。 枝文のとおり。立入りの理由の告知及び身分を示す証票の呈示は、管理者等からの要求があった場合に行えば足りる（警職法6条4項）。

## 5 教唆犯と幫助犯

正解（3）

- (1) 誤り。 教唆行為は、特定の犯罪を実行する決意を生じさせる必要がある（例えば、「甲を殺して来い」等）、漠然と「犯罪をしろ」というだけでは教唆とはならないが、犯罪の日時、場所、方法等を具体的に指示することまでは必要ない。
- (2) 誤り。 判例は、数人が教唆することを共謀し、その一部の者が教唆行為を行い、当初の目的を遂げた場合、現実に教唆行為をしなかった他の共謀者もひとしく教唆犯になるとしている（最判昭23・10・23）。
- (3) 正しい。 幫助とは、正犯の犯行を容易にする一切の行為をいい、凶器の貸与、助言、激励などその方法を問わない。また、作為であるか不作為であるかも問わない。
- (4) 誤り。 教唆犯が成立するためには、被教唆者自身が自己が教唆されていることを認識している必要があるが、幫助犯が成立するためには、正犯者の犯行を容易にすればよく、正犯者自身は、自己が幫助されていることを認識している必要はない。
- (5) 誤り。 判例は、殺人の目的を有する者から毒物の入手を依頼された者が、その用途を認識しながら、毒物を入手して、依頼者に交付したときは、その毒物による殺人が予備に終わった場合に、殺人予備罪の共同正犯としての刑責を負うとしている（最決昭37・11・8）。

## 6 放火罪

正解（2）

- (1) 妥当。 他人所有非現住建造物等放火罪（刑法109条1項）は、客体を焼損するだけで公共の危険があるとされる抽象的危険犯であるが、自己所有非現住建造物等放火罪（刑法109条2項）は、客体の焼損によって、具体的な公共の危険が発生しなければ成立しない具体的危険犯である。
- (2) 妥当でない。 取り外しが可能な雨戸や畳等は、建造物の一部とはいえないので、それらが焼損しても、建造物の一部である壁や柱等が独立して燃焼する状態にならない限りは、現住建造物等放火罪の未遂にとどまる（最判昭25・12・14）。
- (3) 妥当。 判例は、枝文と同様の事案で、エレベーターは、マンションの各居住空間の部分とともに、それぞれ一体として住宅として機能し、現住建造物であるマンションを構成しているので、現住建造物等放火罪が成立するとした原審の判断を正当であると判示した（最決平元・7・7）。
- (4) 妥当。 犯人が一人で居住する自己所有の家屋は、非現住建造物等放火罪の客体になるが、自己所有のものであっても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は

保険を付したものである場合には、他人所有と同様に扱われる（刑法115条）。したがって、枝文の場合は、他人所有の非現住建造物等放火罪（刑法109条1項）が成立する。

- (5) 妥当。判例は、建造物等以外放火罪の故意について、建造物等以外の物を焼損することの認識は必要であるが、焼損の結果、公共の危険を発生させることまで認識する必要はないとしている（最判昭60・3・28）。

## 7 盗品等に関する罪

正解（4）

- (1) 妥当。盗品等に関する罪は、他人が不法に領得した盗品その他の財物について成立する犯罪である。枝文の場合、本犯者甲の盗品等に関する行為（運搬行為）は、自らの窃盗罪によって評価し尽くされており、重ねて盗品等に関する罪は成立しない（最判昭24・10・1）。
- (2) 妥当。枝文のとおり。盗品等無償譲受け罪（刑法256条1項）の「無償で譲受け」とは、贈与や無利息の消費貸借等、代価を支払わずに無償で取得することをいう（大判大6・4・27）が、無償で譲り受ける旨の口約束や契約がなされただけでは足りず、現実に盗品等の引渡しが必要である。
- (3) 妥当。盗品等に関する罪（刑法256条）の「罪に当たる行為」とは、構成要件に該当する違法な行為であれば足り、有責であることまでは必要ないので、枝文のように、本犯者が14歳に満たない責任無能力者（刑法41条）で、本犯が成立しない場合でも、その財物は盗品等に関する罪の客体に当たる。
- (4) 妥当でない。盗品等保管罪（刑法256条2項）が成立するためには、行為者に、保管物が盗品等であることの認識が必要であるが、保管中は犯罪が継続することから（継続犯）、行為者が途中で盗品等であることを知り、引き続き保管を継続した場合、事情を知った後は盗品等保管罪が成立する（最決昭50・6・12）。
- (5) 妥当。盗品等処分あっせん罪（刑法256条2項）の「有償の処分のあっせん」とは、盗品等の売買、交換、質入れ等の法律上の有償処分を仲介・媒介することをいうが、あっせん行為自体の有償、無償は問わない（最判昭23・11・9）。

## 8 任意捜査

正解（2）

- (1) 妥当。犯罪捜査はできる限り、強制捜査ではなく、任意捜査によるべきとする原則を任意捜査の原則という（刑訴法197条1項、犯捜規範99条）。この原則の根拠は、強制捜査は、人権侵害を伴うので、できる限り避けることが望ましいという点にある。
- (2) 妥当でない。司法警察活動としての任意同行は、被疑者の出頭確保のために行われ、刑訴法198条1項本文を根拠に、任意捜査の一方法として認められているが、刑訴法上、「任意同行」について明文の規定はない。なお、行政警察活動としての任意

同行については、警職法2条2項に明文の規定がある。

- (3) 妥当。 接見交通権が認められるのは、身柄拘束中の者であるから、身柄を拘束されていない被疑者には、接見交通権という概念はなく、そもそも接見指定はできない。
- (4) 妥当。 判例は、警察官による個人の容ぼう等の写真撮影について、現に犯罪が行われもしくは行われたのち間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、許容されると判示している（最判昭44・12・24）。
- (5) 妥当。 判例は、強制手段に当たらない有形力の行使は、任意捜査として許容される場合があるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものではなく、必要性、緊急性なども考慮した上、具体的状況のもとで相当と認められる限度で許容されるとしている（最決昭51・3・16）。

#### 9 逮捕の現場における捜索・差押え

正解（1）

- (1) 誤り。 捜査機関は、通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕のいずれの場合も、逮捕の現場で、令状によらない捜索・差押えをすることができる（刑訴法220条1項2号）。
- (2) 正しい。 逮捕に着手した以上、逮捕に成功したか否かは問わない。枝文の場合、逮捕に着手した以上、その後被疑者が逃走したとしても、逮捕の着手から追跡した行為までは連続した1個の逮捕行為と評価できるから、被疑者の自宅は「逮捕の現場」（刑訴法220条1項2号）に当たり、被疑者の自宅内を捜索し、差押えをすることができる。
- (3) 正しい。 逮捕の現場で、令状によらないで捜索・差押えができるのは、捜査機関が逮捕した場合に限られる（刑訴法220条1項）。また、一般私人が逮捕した現行犯人を警察官に引き渡した場合、警察官自らが逮捕行為を行ったわけではないので、捜索・差押えをすることはできない。
- (4) 正しい。 被疑者を捜索する場合（刑訴法222条2項）と異なり、第三者の住居内で逮捕した場合、逮捕の現場で捜索・差押え・検証を行うに当たっては、急速を要する場合であっても、立会人を必要とする（刑訴法222条1項、114条2項）。
- (5) 正しい。 逮捕の現場における捜索・差押えの対象物件は、逮捕の原因となった犯罪事実に関するものに限られる。したがって、別事件の証拠物については、任意提出を求めるか、改めて捜索・差押許可状の発付を得て差し押さえる等の方法を採らなければならない。

#### 10 弁護人の選任

正解（5）

- (1) 妥当。 独立して弁護人選任権を有する「直系の親族」（刑訴法30条2項）とは、

6親等内の直系血族と3親等内の直系姻族をいう。子の配偶者は1親等の直系姻族であるから、独立して弁護人を選任することができるが、被疑者の叔父は3親等の傍系血族であるから、独立して弁護人を選任することができない。

- (2) 妥当。 被疑者が2名以上の弁護士等の選任を申し出た場合、そのうちの1名に通知すれば足りるとされている（刑訴法209条・78条2項）。
- (3) 妥当。 被疑者は、身柄拘束の有無を問わず、いつでも弁護人を選任することができるので（刑訴法30条1項）、弁護人選任届が提出された場合、捜査機関は、これを受理しなければならない。
- (4) 妥当。 刑訴法37条の2は、殺人のような重大犯罪事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合、被疑者が貧困その他の事由によって、弁護人を選任できないときは、裁判官は、弁護人を付さなければならないと規定しており、常に弁護人を付さなければならないわけではない。
- (5) 妥当でない。 判例は、刑訴法31条2項が定める弁護士の資格を有しない特別弁護人を選任することができるのは、公訴が提起された後に限られるとしている（最決平5・10・19）。したがって、被疑者は特別弁護人を選任することができない。